



平成28年 5月17日

各 位

名古屋市中村区名駅四丁目23番9号
株式会社 ク ロ ッ プ ス
代表取締役社長 小池 伊知郎
(コード番号：9428 東証・名証第一部)
問合せ先：取締役経営管理部担当
後 藤 久 輝
(TEL 052-588-5640)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月4日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成28年6月17日開催予定の当社第39期定時株主総会において承認されることを条件として「監査等委員会設置会社」への移行を決議しておりますが、これに伴い、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の業務範囲の拡大および新分野への展開に備えるため、現行定款第2条の一部を変更するものであります。
- (2) 「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会にかかる規定の新設、ならびに監査役および監査役会にかかる規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条(取締役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。
なお、定款第30条の変更に关しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 機動的な配当政策および資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限において決定できるよう所要の変更を行い、併せて変更部分と内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)を削除するものであります。
- (5) 上記のほか、条数等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月17日
定款変更の効力発生日	平成28年6月17日

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条 (条文省略)	第1章 総則 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>携帯電話機の販売ならびに賃貸修理業</u> 2. <u>情報通信システム機器の販売および賃貸修理業</u> 3. ～12. (条文省略) 13. 食品の販売 14. ～17. (条文省略) (新設) (新設) 18. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>電気通信事業法による通信事業者の通信機器販売および電気通信サービスの加入手続きに関する代理店業務</u> 2. <u>電気通信機器および事務機器の販売、リース、レンタル、保守業務および修理</u> 3. ～12. (現行どおり) 13. <u>食品および清涼飲料水の販売</u> 14. ～17. (現行どおり) 18. <u>電気、ガスおよびその他のエネルギー全般に関する業務</u> 19. <u>日用品雑貨の販売</u> 20. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>
(新設)	(機関) 第3条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>
第3条～第4条 (条文省略)	第4条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条 (条文省略)	第2章 株式 第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第6条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第7条～第11条 (条文省略)	第7条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第18条 <u>当社は、取締役会を置く。</u>	第4章 取締役および取締役会 (削除)
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(取締役の選任) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 前2項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p>
<p>(取締役会の招集手続) 第24条 取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第29条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 (現行どおり) <u>2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)	(削除)
第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。	(削除)
(監査役の員数)	
第32条 当社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(監査役の選任)	
第33条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期)	
第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤監査役)	
第35条 常勤監査役は、監査役会の決議によって選定する。	(削除)
(監査役会の招集権者および議長)	
第36条 監査役会は、法令に別段の定めある場合を除き、常勤監査役がこれを招集し、その議長となる。	(削除)
(監査役会の招集手続)	
第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法)	
第38条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録)	
第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削除)
(監査役会規程)	
第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(監査役の報酬等)	
第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</p> <p>2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</p> <p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第43条 当社は、会計監査人を置く。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(削除)</p>
<p>第44条～第45条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第33条～第34条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 (条文省略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(期末配当金) <u>第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(中間配当金) <u>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(期末配当金等の除斥期間) <u>第50条 当社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間) <u>第39条 当社の配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第39期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</u></p>

以上